

# 令和8年度 環境こだわり農産物消費拡大推進補助金に係る募集要領

## 第1 総則

令和8年度環境こだわり農産物消費拡大推進補助金に係る募集については、環境こだわり農産物消費拡大推進補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるものとします。

## 第2 趣旨

環境こだわり農産物がもたらす地球温暖化対策や琵琶湖環境の保全等の効果について、消費者の理解を進めるとともに、同農産物のさらなる消費拡大を図るための取組に対し支援を行います。

## 第3 補助金の対象となる取組

環境こだわり農産物の消費拡大や理解促進、認知度向上等に資する以下の取組とします。

- 1 直売所や量販店のインショップ等における環境こだわり農産物コーナーの設置
- 2 直売所や量販店等における環境こだわり農産物等の販売促進・PR活動
- 3 環境こだわり農産物等に係る広報資料やPR資材等の作成・配布
- 4 その他、知事が認める取組

なお、いずれの取組も、環境こだわり農産物がもたらす地球温暖化対策や琵琶湖環境の保全等への効果を明示することとします。

## 第4 応募者の要件

以下の全てを満たす事業者であることとします。

- ・「おいしが うれしが」キャンペーンを実施する登録事業者で、環境こだわり農産物を取り扱う事業者であること
- ・補助事業全体および交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる事業者であること
- ・県の求めに応じ、開示可能な販売実績データ等を提出することができる事業者であること
- ・事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- ・滋賀県環境こだわり農業推進条例等に従うことができる事業者であること

## 第5 補助対象経費の範囲

第3に示す取組に必要な経費とします。

- 1 直売所や量販店のインショップ等における環境こだわり農産物コーナーの設置に必要な経費  
例) コーナー設置のための什器等購入費、PR資材作成費など
- 2 直売所や量販店等における環境こだわり農産物等の販売促進・PR活動に必要な経費  
例) 環境こだわり農産物の販売促進を目的としたイベントや開催に要する消耗品購入費など  
例) 環境こだわり農産物等を使用した惣菜等に対する簡易表示(環境こだわり農産物を使用している旨を記載したシールやPOP等)を行うための作成費など
- 3 環境こだわり農産物等に係る広報資料やPR資材等の作成・配布に必要な経費  
例) 環境こだわり農産物の販売PRを目的としたポスター印刷費など
- 4 その他、知事が認める取組に必要な経費

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に助成対象となるものは、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

## 第6 補助対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 補助金の交付決定前に着手されているもの  
※補助金交付候補者として選択された後であっても、補助金の交付決定前に発生した申請対象となる認証取得に要する経費は補助金の対象となりません。
- 2 消費税および地方消費税に係る消費税仕入控除税額  
※補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額
- 3 人件費(賃金、謝金等)

## 第7 補助率等

1/2以内。ただし、補助金上限額は1事業者当たり300千円とする。

## 第8 補助事業実施期間

令和8年度の交付決定の日から令和9年3月10日までとします。

## 第9 申請書類の作成および提出

- 1 申請書類の作成  
事業に係る申請書(別記様式第1号)の内容は、第2の趣旨、第3の事業内容および第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

《第4に掲げる応募者の要件を確認する次の書類》

- ア 法人および団体の場合は、定款または規約の写しおよび役員等の名簿
- イ 暴力団員でない旨の誓約書(別記様式第2号)

## 2 申請書類の提出先、提出期限および提出部数

申請書類の提出は、以下の提出先まで、令和8年7月10日（金）17時必着とし、提出部数は1部とします。

※提出期限の時点で申請額が予算額に満たない場合、予算の範囲で先着順に申請を受け付けます。

### 《提出先》

滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 食のブランド推進室 地消地産係 行

・住所：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

・E-Mail：gc0101@pref.shiga.lg.jp

・TEL：077-528-3891

## 3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- ① 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- ② 申請書類に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- ③ 第4に掲げる応募者の要件を有しない者が提出した申請書類は無効とします。
- ④ 申請書等の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- ⑤ 申請書類の提出は、原則として第9の2の提出先あてに、持参、郵送または電子情報処理組織（電子メール）により行うものとします。
- ⑥ 申請書類を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により提出してください。いかなる場合も第9の2に掲げる提出期限までに到着しない場合は無効とします。
- ⑦ 申請書類を持参または郵送する場合には、一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- ⑧ 提出された申請書類については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- ⑨ 提出された申請書等については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

## 第10 補助金交付候補者の選定

### 1 補助金交付候補者の選定方法および配分額の決定方法

提出された申請書類については、予算の範囲で、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定し、補助金を配分するものとします。ただし、応募者からの申請額が予算額を上回る場合は、金額が低いものを優先的に選定し、補助金を配分します。

### 2 審査結果の通知

本要領に基づく審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

審査内容については、非公開とし、補助金交付候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

## 第11 補助金交付に必要な手続等

補助金交付候補者は、県の指示に従い速やかに、交付要綱に基づき、補助金の交付を受けるために必要な補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を事業担当課に提出していただきます。交付申請書を事業担当課等が審査した後、所要の手続きを経て補助金の交付が決定されます。

なお、交付申請書の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。  
また、補助金の交付が決定されるまでに実施した取組については補助対象となりませんので注意してください。

## 第12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（滋賀県または農林水産省等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容および他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、または補助金交付候補者の選定の決定もしくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

別記様式第1号

令和8年度 環境こだわり農産物消費拡大推進補助金に係る応募申請書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者 住所  
申請者 氏名  
[法人にあつては名称、代表者の職名・氏名]  
発行責任者 氏名  
担当者 氏名  
[法人にあつては発行責任者および担当者の氏名]  
連絡先・電話番号

令和8年度に環境こだわり農産物消費拡大推進補助金を活用したいので、同補助金に係る募集要領第9の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

別紙のとおり

(別紙)

環境こだわり農産物消費拡大推進補助金 実施計画書および収支予算書  
(環境こだわり農産物消費拡大推進補助金 実績報告書および収支精算書)

1 実施の目的

2 実施の内容

(1) 実施計画書 (実績報告書)

実施内容 (※)	事業費 (円)	積算根拠等
合 計		

※「実施内容」欄は、募集要領 第3「補助の対象となる取組」を参照に記載

【実施概要】 (上記実施内容について、具体的な概要を記載)

.....

(2) 経費の配分

(単位：円)

実施内容	総事業費 (a+b+c)	補助事業に 要する経費 (要した経費) (a+b)	負担区分			備考
			県補助金 (a)	事業実施 主体 (b)	その他 (c)	
合 計						

3 完了予定年月日 (完了年月日)

#### 4 収支予算書（収支精算書）

##### （1）収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比 較		備考
			増	減	
県補助金					
事業主体					
その他					
合 計					

##### （2）支出の部

（単位：円）

実施内容	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比 較		備考
			増	減	
合 計					

#### 5 添付書類

- （1）見積書（10万円を超える場合は、2者以上から見積り徴取）
- （2）法人および団体の場合は、定款または規約の写しおよび役員等の名簿
- （3）誓約書（別記様式第2号）

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

住 所

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕  
ふ り が な

氏 名

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。  
なお、県が必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 7 年 4 月 1 日

~~（宛先）~~  
滋賀県知事 様

住 所 〒520-8577  
滋賀県大津市京町4-1-1  
〔法人、団体にあつては事務所所在地〕  
ふ り が な かぶしがいしゃ〇〇 だいひょうとりしまりやく しが たろう  
氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 滋賀 太郎  
〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕